黒田塾（34期生）講座案内

塾長代理　小島信治

１，黒田塾３４期開講にあたって

黒田塾長が体調を崩し、昨年は黒田塾の開講を見合わせました。おかげ様で体調は少しずつ回復しております。

しかし、年齢、体調のことを考え、これ以上の無理は禁物と判断し昨年９月に行政書士を廃業することにいたしました。

これをもって黒田塾も終了する予定でしたが、多くの修了生の皆様から黒田塾を無くさない欲しい、協力したいとのご連絡をいただき、また、入塾希望の皆様からもぜひ開講して欲しいとのお声をいただきました。大変有難いことと感謝しております。

悩んだ末、私一人で出来る範囲となりますが、３４期を開講することにいたしました。

まずは、講義内容は３３期と同一のものを使用します（収録・黒田塾長）。ただし、この教材は今から７年前に作成・収録されたものですので、教材に使用している実物資料等は更にそれ以前のものとなります(これを必ずご理解の上でお申込みください)。

ただし、黒田塾が受講生にお伝えしたい営業、報酬、業務への取り組み方、きめ細かい業務方法の説明など、相続業務の行なう上での根幹に当たる部分については、この講義で十分学べると自負しております。

そして、今期は新たに私が遺言、相続に関する補助教材を作成します。現教材の古い部分については出来る限り、最新の情報に修正、追加する予定です。

また、私自身の営業、報酬、業務についての考え方、方法もご紹介したいと思っておりますのでご期待いただければ幸いです。

２，黒田塾の特色

（１）実務に即した実践的な講座です。

事務所経営を重視し、学問としてではなく、実務を行なうためのノウハウをお伝えする実践的な内容です。

全２４回の講義は他の相続研修会とは内容の深さが全く違います。

真剣に相続･遺言のプロになりたいという方には満足していただける講座だと自負しております。

（２）業際問題に配慮した内容です。

行政書士の相続業務方法は百人百様です。学者、実務家によって考え方が統一されておらず､業際問題もあります。

開業以来３５年間､私どもはこの業務方法で､弁護士会、行政書士会､相続人から一度も注意や苦情を受けたことがありません。訴訟もありません。

業務方法は様々ですが､黒田塾の講座はこれから相続業務を行なう先生方に自信と安心を与える内容です。

（３）黒田塾修了生の活躍

①８００名を超える修了生。

修了生の多くが相続･遺言業務を中心に全国で活躍されています。

また、行政書士会や民間実務研修会の相続、離婚、成年後見業務の講師としても多数活躍されています。

②家事調停委員１５名以上輩出（最高裁判所任命）。

連絡をいただているのが上記の人数です。おそらくそれ以上の方が調停委員として活躍されていると存じます。

③事務所継続率９割以上。

黒田塾は営業と報酬について､繰り返し何度もお話しいたします。

それは､事務所を維持継続するために最も大切なことだからです。

３，黒田塾３４期（相続実務完成講座）のご案内

（１）講師紹介

【塾長・黒田広史】

①昭和６３年開業、令和６年９月廃業（相続専門３５年）
②行政書士への相続実務指導（２５年）
③元・家庭裁判所調停委員（６年）

【事務局・小島信治】

①平成１４年開業（相続専門２３年目）
②元・国税調査官（資産税）、国税徴収官（１０年）
③元・家庭裁判所調停委員（８年）
④伊藤塾・行政書士実務講座講師（１４年目）

（２）相続実務完成講座は次の①②を合わせた講座です。

①遺言実務講座（営業・遺言原案作成）全１１回
※詳細は後述の遺言実務講座（講義内容）を参照

②相続実務講座（遺産分割協議書作成）全１３回
※詳細は後述の相続実務講座（講義内容）を参照

なお、１回の講義（収録時間）は１時間半～２時間半です。また、遺言執行業務は含まれません。別講座となります。

（３）インターネット（オンライン）講座

①黒田塾 HP からパスワードを入れるだけで、簡単に講座を視聴できます。
対面式ではなく、収録した講義を視聴していただきますので、いつでもどこでも何度でも気軽に学習できます。

②教材と講座視聴パスワードは別途送付いたします。

③インターネットは令和９年３月３１までご視聴できます。

（４）募集人数　３０名（先着順）

①４月生（受講期間４月１日～１１月３０日）１５名

②５月生（受講期間５月１日～１２月３１日）１５名

※受講期間中は教材の内容に関する質問（メールのみ）が５問まで出来ます。
（電話でのご質問、実務のご質問にはお答えできません）

（５）受講料　税込２９８,０００円
（６回払い可。５万円×６ヵ月＝３００,０００円）

（６）その他の特典
①業務書類の雛形がパソコンから取り出せます。
事務所名を変更するだけで、ご自分の事務所用として使用できます。

②「実務家のための相続・遺言Ｑ＆Ａ３００」
過去の質問と回答を読むことができます(現在約１００問配信中)。

③追加、修正教材を配布します（講義収録なし)。
前期（３３期）までの受講期間（質問受付期間）は6ヵ月でしたが、今期はこちらの教材を学んでいただく時間をお取りしますので、受講期間を８ヶ月としました。

（５）最後に
今期より、私一人での対応となりますので受講生の皆様に対する講義外でのフォロー（業務相談、経営相談、心のケア等）は不可能となります。大変心苦しいのですがご了承ください。
その分、補助教材の内容を充実させますので、ご期待いただければと存じます。
皆様の受講を心よりお待ちしております。

遺言実務講座（遺言原案作成）　全１１回

（営業編）

第１章　相続（遺言）業務の営業

１，相続・遺言業務の営業について

２，開業時の営業

（１）事務所名をつける

（２）事務所をかまえる

（３）名刺をつくる

（４）開業あいさつをする

３，相続業務の具体的な営業

（１）交際

（２）無料相談会の開催

（３）無料講演会の開催

（４）相談会、講演会の営業について

（５）ホームページ

（６）最後に

第２章　相続（遺言）業務の報酬

（１）公平な対応

（２）業務方法（業務内容）と報酬額の決定

（３）相続（遺言）業務の報酬計算方式の例

（４）最後に（委任状、同意書、着手金）

（遺言編）

第１章　遺言業務の注意事項

第２章　遺言公正証書作成の手引き

１．遺言について

（１）遺言が必要な場合

（２）遺言の方式

（３）公正証書遺言の利点

（４）公正証書遺言をするときの注意

２．遺言公正証書作成の手順

（１）作成準備（資料収集）

（２）遺言原案の作成

（３）公証役場でのうちあわせ

（４）証人への連絡

（５）作成当日の注意

第３章　遺言原案作成業務の手順

１．遺言原案作成相談（面談）

（１）受付票

（２）面談

２．業務受任（委任状、同意書、
着手金・実費預かり金を受領）

（１）報酬の決め方

（２）委任状・同意書の受領

（３）着手金・実費預かり金の受領

３．戸籍、住民票調査

（１）遺言者の戸籍調査

（２）推定相続人の戸籍調査

（３）受遺者（推定相続人以外）の調査

（４）職務上請求書（統一用紙）の使用について

（５）郵送による戸籍謄本等請求方法

４．財産調査

（１）不動産

（２）金融資産

（３）動産、その他

５．遺言者と面談（調査報告、遺言内容の打ち合わせ）

６．遺言原案作成

７．遺言者と再面談（遺言原案の確認、修正）

８．公証人との打ち合わせ

９．遺言者へ公正証書作成日等を文書連絡

１０．公証役場で遺言公正証書を作成

１１．遺言公正証書確認、遺言者への引き渡し

１２．報酬残金受領、実費精算を行い業務完了

第４章　遺言事例研究（１００ページ）

１．遺言事例１

２．遺言事例２

３．遺言事例３

（１）遺言原案の解説

（２）委任契約及び任意後見契約について

（３）死後事務委任契約について

相続実務講座（遺産分割協議書作成）　全１３回

１，相続の基礎知識、手順の確認
２，遺産分割協議書作成業務で注意する点
（１）業務方法の決定
（２）各士業の業務方法の違い
①弁護士　②司法書士　③行政書士
３，遺産分割協議書作成業務の一般的注意事項

４，遺産分割協議書作成業務の受任
（１）遺産分割協議書作成相談（面談）
（２）業務受任
①報酬の決め方
②委任状、同意書の受領
③着手金・実費預かり金受領

５，戸籍、住民票調査
①職務上請求書　②住民票の除票を取得
③被相続人、相続人の戸籍を調査
④戸籍の附票取得　⑤相続人関係図作成
⑥郵送による戸籍謄本等請求方法

６，財産調査
（１）不動産
①名寄帳　②公図　③登記簿謄本 ④現地調査
（２）銀行調査
①持参するもの（事前に用意するもの）
②銀行へ訪問
③窓口（銀行担当者）の対応
④残高証明書の申請後発行まで
（３）証券会社調査
－詳細省略－
（４）ゆうちょ銀行調査
－詳細省略－

７，依頼者と面談

８，全相続人へ依頼確認の連絡
（１）相続人全員と面談する方法
①通知文の作成、送付
②訪問日の確認、調整
③各相続人訪問準備
④各相続人訪問時の注意
⑤相続人との面談
（２）相続人へ委任状等を郵送する方法
①文書の送付方法
②同封文書
③委任状未提出者への対応

９，相続人による遺産分割協議
①遺産分割案の作成
②遺産分割協議書の書式
③遺産分割協議書（案）の送付について
④遺産分割協議書への押印の確認
⑤「遺産分割協議書」未提出者への対応
⑥分割内容に要望がある相続人への対応
⑦遺産分割協議書提出者への対応
１０，協議成立

１１，相続手続き（解約・名義変更）
（１）不動産～司法書士への引継方法（詳細省略）
（２）銀行～解約手続き（詳細省略）
（３）証券会社～手続き（詳細省略）
（４）ゆうちょ銀行～解約手続き（詳細省略）
（５）代償金支払い
（６）税理士への引継方法（詳細省略）
１２，業務完了
（１）報酬残金受領　（２）相続関係書類引渡し

１３，相続事例　１（４０ページ）
１４，相続事例　２（４１ページ）
１５，その他・重要事項（８２ページ）